さいたま市監査委員告示第５号

地方自治法第２４２条第４項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を別紙のとおり告示する。

令和２年１月２３日

さいたま市監査委員　大　矢　幸　子
同　工　藤　道　弘
同　土　井　裕　之
同　島　﨑　　豊

住民監査請求に係る監査結果

令和元年１１月２８日付け監査監第１２００号で受け付けた職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第４項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

第１　請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

防災課が取得し北区役所総務課管理車両に設置した移動系防災行政無線の車載型無線電話装置（以下「本件装置」という。）をリース車両の入替時に亡失した。本件装置は４３万１，５８０円と高価な備品でありながら未だ職員らによる賠償がなされていない。

本件装置の備品所管課である防災課の指示により業者が、平成２８年度に北区役所総務課管理車両（大宮４８０け３２２０）に本件装置（無線局番号シールさいたま６０４）を設置し動作確認がなされた。

当該車両がリース満了に伴い、平成２９年5月１５日に本件装置が撤去されないまま返却された。その後、平成３０年１０月４日付け「備品の適正管理に係る実態調査の実施について（依頼）」により調査したところ、本件装置がないことが判明し、同年１２月７日に開かれた総合政策委員会において「物品の適正な管理について」として本件装置の亡失について報告された。平成３１年２月１９日付けで総危防第２８５７号物品事故報告書の市長の決裁がされた。（別紙１）

亡失の原因としては、北区役所総務課からの防災課への誤ったリース満了日の報告及びリース車両返却時の現場立会いを行わず車両預かり書へ署名したこと、防災課が備品シール（備品票）を本件装置に貼り付けしていないことやリース契約書を確認しなかったこと等の複数の要因が重なった。（別紙２）

これらの行為は、法第２４３条の２（職員の賠償責任）に抵触する疑いがあり、さいたま市に４３万１，５８０円の損害を与えた。

本件装置の亡失については、平成３０年１２月７日に開かれた総合政策委員会での「物品の適正な管理について」で初めて知ったことを申し添えます。（別紙３）

求める措置

監査委員は、平成２９年度から令和元年まで在籍した北区役所総務課長及び防災課長並びに会計管理者と出納課長さらに関連連座する職員らに対して損害金４３万１，５８０円

を連帯若しくはいずれかが弁償するように勧告することを求める。

法第２４２条第１項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。
なお、請求人による陳述の機会を求めます。

別紙事実証明書（別紙１～別紙３）は、省略

第２　請求の受理

本請求について、法第２４２条第１項及び第２項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和元年１２月６日付けで本請求の受理を決定した。

第３　監査の実施

１　対象事項

請求人が提出した請求書及びその事実を証する書面から判断して、本件装置の亡失により生じた損害の賠償がなされていないことが、法第２４２条第１項に規定する違法又は不当な怠る事実に当たるかどうかを、対象事項とした。

２　対象所管

総務局危機管理部防災課　北区役所区民生活部総務課　出納室出納課

３　監査方法

次の方法により監査を行った。

⑴　法第２４２条第６項の規定により、令和元年１２月１８日に請求人の陳述を聴取した。なお、令和元年１２月１３日付けで、追加の証拠（別紙４～別紙７）を受け付けた。

⑵　令和元年１２月１８日に関係職員の陳述を聴取した。

「２　対象所管」から、防災課長、同課長補佐兼防災対策係長、北区役所総務課長、同防災・総務係長、出納室次長兼出納課長、同総務係長、同主査、平成２９年度に在籍していた防災課長、北区役所総務課長、出納課長の計１０名が出席した。

⑶　「第４　事実」に掲げる事項等について、請求人から提出された事実証明書及び関係所管課に対して本請求に係る決裁資料等の原本提出を求め、事実関係の調査を実施した。

第４　事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

１　本件装置の亡失の経緯

⑴　装置設置車両の選定

平成２７年８月２７日、防災課が車両管理部局に対し、車載型無線電話装置（以下

「装置」という。）設置車両の選定について照会を発出。

⑵　北区役所総務課管理車両への装置設置

平成２７年１２月１５日、北区役所から回答があったリース車両３台に業者が装置を設置。

⑶　北区役所総務課管理車両の装置通信試験実施

平成２８年２月８日、業者による装置の動作確認・通信試験を実施。

⑷　備品取得

平成２８年３月３１日、防災行政無線移動系デジタル化再構築整備工事の完了に伴い、防災課が装置を備品として取得。本件装置には無線局番号シール「さいたま６０４」を整備時に貼付し、装置搭載車両管理台帳（以下「管理台帳」という。）で管理。平成２８年度に入り、さいたま市物品会計規則（以下「規則」という。）に定める備品台帳登録を行うが、管理台帳で別途管理を行っている状況であったことから、備品シールの必要性の認識が不足し、移設時などに貼付すればよいと判断。結果、備品シールは未貼付。また、本件装置の備品点検を平成２８年度及び平成２９年度未実施。

⑸　区総務課長会議において移動系防災行政無線の運用開始について周知

平成２８年４月２０日、防災課が区総務課長会議において、移動系防災行政無線の概要、運用開始スケジュールを説明。

⑹　移動系防災行政無線運用説明会の開催

平成２８年４月２８日、防災課が装置設置課に対し説明会出席の依頼を発出。

同年５月１３日、説明会開催。北区役所総務課職員２名が出席。防災課が実機を使用しての操作やアンテナ設置方法などの説明を実施。

⑺　装置設置車両のリース期間満了日・廃車予定日把握の照会・回答

平成２８年８月１５日、防災課が「移動系防災行政無線に係る車両の把握について（依頼）」を発出。車両へ設置した装置に関し、リース期間満了等に伴い移設を要する車両を把握する旨を依頼。

同年８月１６日、北区役所総務課職員が防災課へ回答。本件装置設置車両のリース期間満了日を平成３０年５月８日と回答。実際のリース期間満了日は平成２９年５月８日であり、平成３０年５月８日は自動車検査証の有効期間満了日であった。

⑻　北区役所総務課管理車両（本件装置設置車両とは別車両）リース期間満了に伴う装置の撤去作業

平成２８年１２月１９日、防災課職員が北区役所総務課管理車両（本件装置設置車両とは別車両）の装置を撤去。

⑼　撤去した上記装置を北区役所総務課管理車両の後継車両に設置

平成２９年３月６日、防災課が後継車両に装置を設置（作業は業者が実施）。

⑽　北区役所総務課による本件装置設置車両の点検等

平成２９年５月８日～１２日のうち１日、北区役所総務課職員が車両返却に備え車

両の点検、清掃等を実施。

⑾　北区役所総務課本件装置設置車両の返却

平成２９年５月１５日、リース期間満了に伴う車両返却に当たり、事前に車両点検等を実施していたため、北区役所総務課職員が現場立会いを行わずに車両預かり書へ署名し、当該車両を車両運搬（引取）業者に引き渡し。

⑿　当該車両の本件装置撤去の日程調整連絡

平成３０年４月中旬頃、防災課職員が北区役所総務課職員へ電話連絡。当該車両なしとの回答であったが、防災課職員はこの時点では管理台帳の記載車両誤りと認識。

⒀　北区役所総務課に再度問い合わせ

平成３０年８月２１日、防災課職員が北区役所総務課職員へ再度電話確認。当該車両は平成２９年５月８日にリース期間満了で返却済みとの回答があったが、翌日の電話のやり取りにより、他の設置車両のリース期間満了日（平成３１年６月１９日）を当該車両のリース期間満了日と認識し、防災課では当該車両は存在するものと判断。

⒁　会計管理者による物品の適正管理に係る通知

平成３０年９月１９日、一部の指定管理者管理施設における備品台帳と現物の不一致発覚を受け、会計管理者が全庁あてに「物品の適正管理について（通知）」を発出。

⒂　会計管理者による備品の実態調査の実施依頼

平成３０年１０月４日、会計管理者が全庁あてに「備品の適正管理に係る実態調査の実施について（依頼）」を発出。

⒃　防災課による装置確認依頼

会計管理者からの依頼を受け、平成３０年１０月１０日、防災課が装置の確認について各区役所に依頼。

⒄　北区役所総務課による装置の確認と本件装置亡失の発覚

平成３０年１０月１１日～１１月５日、防災課からの依頼を受け、北区役所総務課が３台の車両を確認したところ、うち１台の車両に本件装置が設置されていないことを確認。この１台は、本件装置設置車両（大宮４８０け３２２０）がリース期間満了に伴い返却済みであったため、後継リース車両を確認したもの。また、北区役所内の諸室及び他の車両を確認したほか、平成２９年度の車両使用者及び北区役所総務課職員に確認。さらに、過去の運行日誌を確認し、車両利用に当たって不審な点がないか確認。調査に当たっては北区役所総務課職員が防災課職員に相談し、防災課職員は設置時の画像データを提供するなど対応。

平成３０年１１月６日、北区役所総務課長が防災課長へ、調査の結果、当該車両はすでに返却し本件装置が所在不明である旨、車両リース業者（以下「リース業者」という。）に本件装置がないか確認の問い合わせ中である旨報告。

同年１１月７日、北区役所総務課職員が防災課防災対策係長へ電話連絡。リース業者へ問い合わせたが、リース期間満了から期間が経過しているため状況不明、継続し

て調査中との報告。

⑱　防災課によるリース契約所管課（環境未来都市推進課）への確認

リース業者から本件装置の撤去（撤去作業や費用請求等）について連絡があったか確認したが、特に連絡はなかったとのこと。

⑲　防災課内における装置の所在確認

平成３０年１１月１３日～１５日、これまでに撤去した装置でまだ取り付けていない装置１１台は、危機管理センター内の無線室に保管してあり、亡失した本件装置以外の撤去車両の装置と一致していることを防災課職員２名で確認。

撤去作業を担当した防災課職員３名への聞き取り調査では、平成２８年度から北区役所管理車両で撤去を行ったのは、平成２８年１２月１９日に撤去した車両のみ。以降は北区役所での作業は実施していない。また、撤去した装置は、無線室以外で保管したことはないとの証言。

撤去記録一覧、撤去作業写真記録及び撤去した装置の後継車両取付け記録、防災課保管中の撤去装置を照合し、これまでリース期間満了となった車両の装置で、本件装置を除くすべての記録があることを防災課防災対策係長ら職員２名で確認。

⑳　装置設置車両管理課へリース期間満了日の確認依頼

平成３０年１１月１６日、本件装置の亡失を受け、防災課がリース期間満了日及び装置の有無の確認を依頼。結果、本件装置以外に誤り、亡失なし。

㉑　総合政策委員会への報告

平成３０年１２月７日、さいたま市議会平成３０年１２月定例会総合政策委員会において、出納課長が本件装置の亡失を含む物品の適正な管理について報告。

㉒　防災課と北区役所による状況確認

平成３０年１２月１２日、防災課長、防災対策係長、北区役所区民生活部長、同総務課長で状況確認。防災課からは、撤去・保持の事実はない旨を説明。北区役所からは、捜索したが発見できない旨、車両返却時に装置撤去が必要であることの事務引継ぎができていなかった旨、いつから亡失したか不明である旨、車上荒らしの形跡なしの旨説明し、改めてリース業者等へ直接聞き取り調査を行う旨報告。

㉓　リース業者、車両運搬（引取）業者、定期点検等実施業者に対する聞き取り調査

平成３０年１２月１７日、北区役所総務課長、同防災・総務係長が定期点検等実施業者を訪問。車両の車検・点検時の資料等参考となる情報なし。

同年１２月２０日、北区役所区民生活部長、同総務課長がリース業者を訪問。当該車両に係る当時の記録等は入手できなかったが、車内の付帯物の確認漏れや撤去・廃棄処分した可能性はあるとの回答を得た。

同年１２月２１日、北区役所区民生活部長、同総務課職員が車両運搬（引取）業者を訪問。当該車両に係る参考となる情報は入手できなかった。

㉔　物品事故報告

平成３１年１月３１日防災課起案、同年２月１９日市長決裁。本件装置の撤去事実なし、車上荒らしの形跡なし、リース業者が車内の付帯物の確認漏れや撤去・廃棄処分した可能性はあるとの回答から、本件装置を搭載したまま車両を返却し、廃棄・処分された可能性が高いものと結論。亡失日をリース車両返却日の平成２９年５月１５日とした。

再発防止策として、装置の定期的な確認の実施、事務引継ぎ等情報共有の徹底、備品シール貼付の徹底を行うこととした。

㉕　無線局廃止届の提出

平成３１年２月６日、防災課が関東総合通信局へ本件装置（無線局さいたま６０４）の廃止届を提出。

㉖　移動系防災行政無線に備品シール貼付完了

令和元年６月２５日、防災課がすべての移動系防災行政無線に備品シール貼付完了。

㉗　本件装置の亡失に係る経過報告

令和元年７月９日防災課起案、同年７月１２日防災課長決裁。本件装置の亡失に係る経過の概要、経緯、今後の対策方針の報告。今後の対策方針は、装置設置車両のリース期間満了日及び廃車予定日の確認の照会を毎年実施し、その照会において、リース契約書などを確認のうえ、回答するよう明記すること、備品である装置の確認及び通信訓練も実施するよう依頼することとした。

㉘　口頭注意

令和元年８月３０日人事課起案、同年９月２日市長決裁。同年８月３０日付け総務局長及び北区役所区長からの本件装置亡失についての報告書提出を受け、当該事案に係る該当職員については、さいたま市職員分限懲戒等審査委員会における「軽微な事案の取扱いについて」に該当するものとして懲戒処分は実施しないこととし、現所属局長から口頭注意を実施することとした。

２　請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

⑴　請求人の陳述の要旨

昨年度、さいたま市では現金又は物品の紛失が何件かあった。

東部環境センターでは１１月に釣銭１万５千円が紛失、緑区役所では仕事始めに生活保護費１１万５千円が紛失、動物愛護ふれあいセンターでは職員による消耗品の持ち帰りという事件があり、これらについてはすべて賠償、補填されたと聞いている。

指定管理者が管理している浦和球場に行った際、防球ネットの支柱が錆びていたことから、管理状況に疑問を抱いた。

廃棄と書かれたロッカーがあったことから、南部都市・公園管理事務所管理課において、当該指定管理者管理の備品について、備品台帳の開示請求を行った。

備品台帳にラインテープというものが何ページにもわたって記載されており、こんなにあるのはおかしいと思った。

出納課が現地を確認したところ、金額にして約２千万円の備品が実際にはなかった。

台帳への記載ミスということでその件は終わったが、それを契機に、事実証明書別紙４のとおり備品の適正管理についての通知が会計管理者から全庁向けに出された。

その後、平成３０年１０月４日、事実証明書別紙５のとおり、備品の適正管理に係る実態調査の実施について依頼があった。

事実証明書別紙６において、備品の実態調査集計表として、すべての所管において調査された数字が出ている。

「現物との突合は行っていなかった」との回答が４課あった。

「一部の備品のみ備品台帳と現物の突合を行った」との回答が９９課所あった。

事実証明書別紙３のとおり、同年１２月７日、さいたま市議会総合政策委員会において、備品の亡失ということで報告があった。

防災課が登録し、北区役所総務課で管理していた本件装置がなくなったことについて、ここで初めて知った。

なぜ車に付けた装置がなくなるのか非常に疑問に思い、所管課等に確認を行った。

通常、車の管理は庁舎管理課であるが、本件の車は環境局で管理していた。

リース期間満了時に、現車を確認しないで返却してしまったとの記録は、事実証明書別紙１、事実証明書別紙２のとおりである。

事実証明書別紙１のとおり、平成３１年２月１９日、物品事故報告書が市長決裁された。

リース期間満了時に現車を見ずに、職員が机の上で返却の書類にハンコを押して、車を返してしまった。

現車を見なかったこと、これが一番の原因である。

備品シールが装置の分かりやすいところに貼ってあれば、使用者にとって備品であることが分かったかもしれないが、今回は備品シールも貼っていなかった。

平成２９年５月になくなったものが、平成３０年１０月の備品の一斉確認まで分からなかったことも疑問である。

北区役所総務課は防災課に対して、リース期間満了日の誤った報告を１回だけでなく、何回か行っている。

正しい報告があれば、防災課が装置を取り外したと思われる。

防災課としても、年度ごとの備品の現物突合をきちんと行っていれば、少なくとも同年３月末には判明したと思う。

環境局と防災課が密接に連絡調整していれば、リース期間満了のダブルチェックにもなったが、そういったことが行われたかどうか確認できていない。

事実証明書別紙１に記載のとおり、亡失の原因は、リース期間満了日の回答誤り、

リース車両返却時の確認不足、車両管理及び区役所防災担当課としての情報共有不足、防災課の備品シール貼付漏れによる本件装置の備品認識の欠如、に集約されると思う。

事実証明書別紙４において、一部の指定管理者管理施設において備品台帳と現物の不一致が発覚とあるが、これは前述のラインテープのことであり、浦和市時代からの備品について、合併以降１回も点検していないという、ずさんな管理状況があった。

事実証明書別紙４において、「物品の調査等については、物品会計規則第３１条第１項にあるとおり、毎年の現状調査により正確性を確保すべきであり、物品管理については、現金の管理と同様、適正に行われなければなりません。今後このような事態が発生しないよう、（区）物品取扱員におかれましては、物品会計規則第７条第２項の委任に基づき、物品を適正に管理するよう通知します。」とあり、まさにそのとおりだと思う。

物品の管理については、他の市町村でも、監査で指摘されている同様の件が多数あった。どこも現品調査を実施しておらず、適正な管理を求めるというもので、早いものでは平成１９年のものがあった。

さいたま市でも、物によっては合併以降１回も現品調査を実施していない。

本件装置は、４３万１，５８０円と高価な物である。

役所の場合、減価償却はないため、取得時の価格がそのまま掲載されている。

前述のとおり緑区役所の生活保護費１１万５千円、東部環境センターの釣銭１万５千円、動物愛護ふれあいセンターの消耗品約５０万円は、すべて弁償されている。

本件装置は、令和元年１１月２８日現在、何ら賠償されていない。

求める措置として、監査委員は、平成２９年度から令和元年まで在籍した北区役所総務課長及び防災課長並びに会計管理者と出納課長さらに関連連座する職員らに対して損害金４３万１，５８０円を連帯若しくはいずれかが弁償するように勧告することを求める。

別紙事実証明書（別紙４～別紙７）は、省略

３　関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

⑴　防災課長の陳述の要旨

本件は、防災課備品である災害時の使用を目的とした移動系防災行政無線の装置のうち、リース車両である北区役所総務課管理車両に設置した管理番号「さいたま６０４」の装置１台を亡失したものである。

請求の要旨について、本件装置の亡失の経緯等の特定については、亡失の可能性が高いとしたものである。

亡失した装置は、一般的な備品購入ではなく、平成２５年度から平成２７年度にか

けて行われた「防災行政無線（移動系）デジタル化再構築整備工事」の中で、整備された無線システムの一つであり、工事後に取得した。

装置がどういったものであるかは、陳述聴取資料①亡失した装置と同一の製品の写真、実際に取り付けた作業状況は、陳述聴取資料②亡失した装置の取り付け時の写真のとおり。

本件は、会計管理者から平成３０年１０月４日付け「備品の適正管理に係る実態調査の実施について（依頼）」を受け、防災課備品の全件点検を行う中で、同年１０月１０日に装置の確認について各区役所に依頼したところ、北区役所総務課が管理している車両に設置した装置１台が存在しない旨の報告があったことで発覚した。

本来、平成２９年５月８日の当該車両リース期間満了に伴い、事前に防災課で装置を撤去しなければならないところ、北区役所総務課から防災課への連絡はなく、また、平成２８年８月に照会した北区役所総務課からのリース期間満了日を平成３０年５月８日とする回答誤りにより、防災課で把握がされていなかった。

本件発覚まで時間を要したことは、防災課職員が北区役所総務課職員との連絡のやり取りの中で、失念や齟齬が生じたことによるもので、大変申し訳なく思っている。

発覚後、北区役所総務課において区役所内を捜索したが、装置を発見できず、また、当該車両のリース期間中、車上荒らしの形跡もなかった。

防災課においても、装置撤去担当者への聞き取りや撤去作業等の記録を確認したが、装置を撤去した事実はなく、装置保管場所も確認したが、当該装置を発見することはできなかった。

北区役所において、リース業者に対して聞き取り調査を行ったが、装置が存在した記録等はなく確認できなかったものの、リース業者から、車内の付帯物の確認漏れや撤去、廃棄処分した可能性はあるとの回答を得た。

そのため、リース期間満了時に装置を付帯したまま車両を返却し、リース業者側で撤去、廃棄処分した可能性が高いものとして、装置の亡失日は、当該車両を返却した平成２９年５月１５日としたものである。

装置の設置作業は業者が行い、基本的に防災課職員は立ち会わず、施工前、施工後、施工状況の写真をもって確認しており、撤去作業は比較的軽易であることから防災課職員が実施している。

リース業者による装置の処分について、本市が返却前に原状回復し撤去する義務があり、返却時に搭載された物品について補償はされないことになっている。

本件の発生原因として、備品シールの貼付漏れ、装置の備品点検の未実施、装置の通信訓練等の未実施、北区役所総務課による装置設置車両リース期間満了日の回答誤りの４点がある。

備品シールの貼付については、無線局の管理番号を装置整備時に貼付しており、別途無線の台帳管理を行っている状況もあり、備品シールの必要性の認識が不足してい

た。

備品所管課である防災課による備品点検については、平成３０年度より前は、毎年の全件点検は行っておらず、倉庫に用事があった際などに確認をしており、備品数が５，５００件以上ある中で、備品管理が不十分であった。

亡失した装置は、平成２７年度から装置設置に当たり、車両管理課とやり取りを行って設置し、平成２８年度から移動系防災行政無線設置課を対象とした職員説明会を行い、運用を開始したばかりであり、同年度に設置車両のリース期間満了日等の照会を行っていることなどから、車両管理課に委ね、備品点検を行っていなかった。

通信訓練については、職員説明会時に口頭で、平時より通信訓練を行ってほしい旨を伝えていたが、具体的な通信訓練実施体制を構築していなかった。

リース期間満了日の回答誤りについては、北区役所総務課の回答が、実際の車両リース期間満了日より未来日であったことで、当該車両返却前に撤去作業ができなかった。

これらの複数の要因が重なって本件が発生した。

発覚後の対応として、備品シールを防災課備品全件に貼付し、昨年の全件点検で備品台帳を整理するとともに、装置設置車両のリース期間満了日及び廃車予定日の確認の照会を毎年行うこととし、その照会において、リース契約書などを確認のうえ回答するよう明記した。

併せて、備品である装置の確認及び通信訓練の実施も依頼し、装置の取扱いを習熟させるとともに、装置に関して所属内の認識を高め、情報共有化を図った。

令和元年８月２１日付けで照会及び訓練実施依頼の文書を装置設置車両管理課に発出し、全件確認及び訓練の実施を終えたところである。

その他の備品について、令和元年度においても、現在、防災倉庫などに出向いて確認しているところである。

亡失した装置の代替品については、下水処理センターが平成３１年４月１日から包括的民間委託へ移行することに伴い不要となった装置を、令和元年９月２５日に取り付けた。

本件の備品亡失という事態を招いたことについて、備品亡失における規則上の手続である物品事故報告書について市長決裁を行い、総務局長から防災課の備品点検結果を踏まえ、職責を自覚し、職務遂行に当たり、適正な備品管理の徹底を図るよう注意、指導を受けた。

装置が亡失した日時や経緯は可能性の域を出ないものであり、事実を断定できないため、請求人主張の法第２４３条の２に規定する職員の賠償責任については判断できない。

こうした事態が起きたことについて重く受け止めており、反省するとともに、備品管理の徹底や関係課との連絡調整を遺漏なく行い、二度とこのようなことが起こらな

いよう取り組んでいく。

陳述聴取資料①及び②は、省略

⑵　平成２９年度に在籍していた防災課長の陳述の要旨

管理台帳は、移動系防災行政無線のデジタル化再構築整備工事を終えて、運用が開始された際に作成され、無線局の管理番号、設置した車両、車両の管理所管課名を記載したものであった。

各課が所管するリース車両や購入車両に搭載された装置は、リース期間満了や廃車の前に防災課職員が一時的に取り外し、業者によって後継車両へ載せ替えを行う。

この作業には、リース期間の満了日、廃車予定日、つまり車両の入替の期日を把握する必要があることから、平成２８年８月に関係所管課へ照会を行い、前述の管理台帳に期日を追記することで現在に至っている。

管理台帳の作成と当該装置の脱着作業については、当時の防災課としては、必要な情報を入手し、持ち得た情報と技術の中で執行したものである。

わずかの注意をすれば予見できるレベルのものを、漫然と見過ごすような著しい注意欠如の状態ではなかったものと認識している。

リース期間満了日の記載が年度をまたいで異なるという結果を予見することはできなかった。

本市の公用車両のうちリース車両は、消防局等の一部を除き、全庁で５００台を超え、管理所管は６０近くに及ぶ。

車両の管理には、契約期間中における車検整備や、組織変更に起因する車両管理者の変更などが随時発生するため、車両管理者に対して照会し、管理台帳を作成することが最も正確な情報を得ることができる事務手続であり、照会作業に係る労務時間や人件費を鑑みても、効率的かつ合理的であったと考えている。

備品シールの貼付漏れについては、事実証明書別紙２のとおり、亡失した装置には無線局の管理番号シール「さいたま６０４」が貼られており、専用の局番号による管理台帳が整備されていることで事実上の管理ができていたことから怠ってしまったものであり、備品シールの必要性の認識不足があったと反省している。

事実証明書別紙７にあるような状況を看過してしまったことも反省すべきところであり、重ねてお詫びする。

当時の責任者であった立場から、現在所属する財政局の局長から口頭注意を受けた。

今後については、与えられた環境の中で常に注意を払い、こうしたことが起こらないよう事務を進めていきたいと考えている。

⑶　北区役所総務課長の陳述の要旨

当該備品については各区役所に３台ずつ配備されており、北区役所には平成２７年１２月１５日、区役所が管理する公用車３台にそれぞれ設置された。

平成３０年１０月１０日、備品所管である防災課からの備品有無に関する確認依頼に基づき、同年１０月１１日、北区役所総務課において当該備品の設置車両を確認したところ、うち１台の公用車に設置されていないことが判明した。

当該車両は、平成２９年５月８日リース期間満了によりリース業者に返却のうえ、入替として新たなリース車両が配置されていたため、現認時点ですでに別の車両に入替となっていた。

本来、旧リース車両を返却する際には、備品所管課の防災課と事前の連絡調整により当該備品を車両から取り外し、新たな車両が配備された時点で設置をし直すが、取り外し作業を行わずに車両を返却してしまったものと考えられる。

北区役所として、当該備品の亡失事実が判明して以降、平成３０年１０月から１１月にかけ、北区役所の全公用車及び庁舎内の徹底調査、過去の運行日誌を確認し、車両使用者への聞き取り調査、同年１２月にはリース業者、車両運搬（引取）業者、定期点検等実施業者を直接訪問し、備品の有無について捜索を行ったが、当該備品を確認することはできず、現在の亡失という結果に至っている。

事故の原因として、備品所管が防災課、備品配備が北区役所総務課であるという、管理体制の取りづらい状況であったにもかかわらず、組織として備品管理に対する認識が甘かったことが挙げられる。

車両管理者である北区役所としては、車両点検時には車両本体だけでなく車載された備品まで含めチェックするという管理体制が具体的に構築されていなかった。

平成２７年１２月に配備されて以降、使用されたことがなく、手元に台帳のない備品であったことから、北区役所という部署として当該備品に対する認識の甘さが存在した。

従前から関係所管における情報共有及び管理上・連携上の体制が脆弱であったにもかかわらず、組織としてそこに思慮が及ばず、改善策を講じてこなかった、そのまま時間経過を許してしまった結果、車両の入替というタイミングでこのような事故を引き起こしてしまった。

現在は管理方法を再考し、車両使用者が運転時にチェックする日常点検表に、当該備品に関するチェック欄を追加する形で日々確認を行わせるとともに、総務課長が毎週１回、３台の車両の車載機設置状況を直接現認している。

車両のリース期間満了時等には、必ず複数の職員で立ち会うように指示の徹底を行った。

北区役所の統括者である区長から、当該事故に関する注意、指導と、再発防止に関する厳命を受け、備品配備所管、車両管理者として深く反省し、二度とこのようなことがないよう再発防止に全力で努めていく。

⑷　平成２９年度に在籍していた北区役所総務課長の陳述の要旨

平成２８年８月、リース車両の返却年月日を１年後ろ倒しで報告したこと、返却時に備品等を確認しないで返却したことについて、深く責任を感じている。

本件亡失について、現所属の都市戦略本部長から、職責を自覚し、職務遂行に当たり、適正な備品管理を行うこと、との注意、指導を受けた。

本件亡失の発生を踏まえ反省するとともに、今後、二度と同じことが起きないよう備品管理を徹底することはもちろんのこと、すべての業務について職責を果たし、職務を遂行していく。

⑸　出納室次長兼出納課長の陳述の要旨

物品の出納及び保管の権限について、法第１７１条第１項において、会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置くこと、第４項において、事務の一部を委任することができると規定している。

本市では、規則第６条において、所管に係る物品の出納及び保管に関する事務について、会計管理者にあっては物品出納員である出納室出納課長等に、物品出納員等は同第７条において課所長等の職位にある物品取扱員に委任している。

よって、本市において、所管に係る物品の出納及び保管の権限は、物品取扱員である課所長等の職にあるものに委任されている。

備品の現状調査については、規則第３１条において、毎年３月末日現在において所管に係る備品についてその現状を調査するよう規定されている。

出納課では、従前から、年度末時点で各所属が作成した備品台帳及び備品現在高報告書によって、備品の管理状況を確認している。

しかしながら、平成３０年度に、南部都市・公園管理事務所管理課において、備品台帳が未整理となっていた事案が発覚し、出納課ではこの事態を重く受け止め、平成３０年１０月、全庁に向けて、現状調査の実施状況及び備品台帳の整理状況について調査を行った。

調査の結果については、同年１２月７日の総合政策委員会に報告し、その内容は請求人の提出資料にあるように、現状調査の実施状況及び台帳登録の不備があった所属数等で、備品の紛失については防災課を含め３課所であった。

防災課以外の２課所については、後日、備品の存在が確認できたとの報告があり、最終的に備品亡失の事案は、本事案のみとなった。

出納課として、このような状況を受け、全庁への注意喚起をはじめ、備品の適正な管理に向け、対策をしたところである。

具体的には、備品現在高報告書を単に提出するだけでなく、物品取扱員である所属長から、備品現状調査の実施状況の報告を新たに提出させる、備品台帳と現物の不一

致が発覚した際の処理手順の強化や備品管理の注意喚起を全庁掲示板に掲載する等、チェック体制の強化を図ったところである。

出納課が実施している物品会計実地検査について、全調査のきっかけとなった南部都市・公園管理事務所管理課など、指定管理者制度を導入している施設について、優先して実施することとした。

出納課では、全庁調査において本件装置の紛失を把握した。

紛失の事実に対し、出納課では、規則第３３条に基づき、防災課に対し事故原因を調査し、事故報告書を作成し、市長に報告するとともに、事故報告書の決裁後に、本件装置の台帳からの消除の手続について指示した。

防災課からは平成３１年１月３１日付けで物品事故報告書の決裁が起案され、会計管理者を経て、市長まで報告された。

職員の賠償責任については、法第２４３条の２及び規則第３４条に規定されている。

法では、賠償責任を負う者として、会計管理者、会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員、物品を使用している職員としている。

賠償責任の対象とする要件としては、故意又は重大な過失によりその保管に係る現金、有価証券、物品若しくは占有動産又はその使用に係る物品の亡失又は損傷したときとしている。

規則では、市長は、事故報告により故意又は重大な過失により市に損害を与えると認めたときは、賠償責任の処理の手続を取らなければならない、と規定している。

物品の出納及び保管に関する事務は、物品取扱員である課所長等に委任しているところであるが、改めて調査した結果、各所属で備品管理が徹底できていなかったことが判明したため、最終責任者である会計管理者として、適正な備品管理に向けて対応したところである。

4　関係職員の陳述に対する監査委員の質疑

⑴　さいたま市とリース業者との契約の中で、備品の確認についての取り決め、覚書といったものはあったのかとの質問に対し、次のとおり回答があった。

（北区役所総務課長回答）

原状復帰で返却するというのが大前提で、残存物があるということを想定していない。リース業者等への聞き取りの結果、残存物を発見した場合はリース先に連絡している場合もあり、また、残存物の程度にもよるが、回収車両の次の予定が決まっている関係で、数多くの車両を取り扱っている中で、場合により、気が付かないこと、撤去してしまうことが可能性としてはあるとのことであった。

⑵　文書として取り決めがあるわけではなく、慣例として確認をする場合があるということかとの質問に対し、次のとおり回答があった。

（防災課長回答）

契約書において、撤去されなかった場合、撤去費用については借主が撤去費用を負担するという契約になっている。今回その請求がされていない。北区役所総務課でリース業者等に聞き取りに行った結果、場合によっては、リース業者等で撤去が可能であれば撤去費用を請求しない場合もあるとのことであった。

⑶　賠償の法的根拠、重大な過失とはどのようなものが当たるのかとの質問に対し、次のとおり回答があった。

（出納室次長兼出納課長回答）

職員の賠償責任については、地方自治法第２４３条の２において、「会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。」と規定されている。現金については故意又は過失、物品については故意又は重大な過失という違いがある。重大な過失についての明確な定義はないが、「故意又は」とされており、違法であることを知っていて行うといった、故意に相当する程度の過失があった場合と考えている。

５　関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

⑴　請求人の意見の要旨

事実証明書別紙７において、３ページにわたって防災課の備品について記載があり、これらは適正に管理していなかった結果である。

１ページ目に液晶テレビ３台が記載されているが、これは安心安全課と重複計上していたものである。

件数として約２００点、金額として約１，８００万円の備品が備品台帳に掲載されたままとなっており、すべて廃棄されていた。

第５　監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、本件装置の亡失が、法第２４３条の２の規定に抵触する疑いがあり、さいたま市に損害を与えたとして、平成２９年度から令和元年まで在籍した北区役所総務課長及び防災課長並びに会計管理者と出納課長さらに関連連座する職員らに対して、損害金４３万１，５８０円を連帯若しくはいずれかが弁償するよう監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は、本件装置は４３万１，５８０円と高価な備品でありながら未だ職員らによる賠償がなされておらず、また、亡失の原因は、北区役所総務課から防災課への誤ったリース期間満了日の報告、リース車両返却時に現場立会いを行わず車両預かり書へ署名したという確認不足、防災課の備品シール貼付漏れによる本件装置の備品認識の欠如、リース契約書を確認しなかったこと、車両管理及び区役所防災担当課としての情報共有不足等、複数の要因が重なったことであり、これらの行為は、法第２４３条の２に抵触する疑いがあり、さいたま市に４３万１，５８０円の損害を与えたと主張している。

はじめに、法第２４３条の２は、第１項において、「会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。」、第２項において、「前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。」、第３項において、「普通地方公共団体の長は、第１項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。」、第１４項において、「第１項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しない。」と規定している。

同条について、最高裁は、「同条の趣旨とするところは、同条１項所定の職員の職務の特殊性に鑑みて、同項所定の行為に起因する当該地方公共団体の損害に対する右職員の賠償責任に関しては、民法上の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任よりも責任発生の要件及び責任の範囲を限定して、これら職員がその職務を行うにあたり畏縮し消極的となることなく、積極的に職務を遂行することができるよう配慮するとともに、右職員の行為により地方公共団体が損害を被った場合には、簡便、かつ、迅速にその損害の補てんが図られるように、当該地方公共団体を統轄する長に対し、賠償命令の権限を付与したものであると解せられる。」、「当該地方公共団体の右職員に対する損害賠償請求権は、同条１項所定の要件を充たす事実があればこれによって実体法上直ちに発生するものと解するのが相当であり、同条３項に規定する長の賠償命令をまって初めてその請求権が発生するとされたものと解すべきではない。」（昭和６１年２月２７日最高裁判所第一小法廷判決）と判示している。

また、規則第３３条は、「物品出納員等、物品取扱員等又は物品の使用者は、その保管している物品を亡失又は損傷したときは、直ちに物品事故報告書を作成し、所属の会計管

理者等を経て、市長に報告しなければならない。」、規則第３４条は、「市長は、前条の規定による報告により、故意又は重大な過失により市に損害を与えると認めたときは、賠償責任の処理の手続をとらなければならない。」と規定している。

本請求について見ると、仮に本件装置の亡失に職員の故意又は重大な過失があるとした場合、職員に対する損害賠償請求権は実体法上直ちに発生するものと解されるが、市長が法第２４３条の２第３項及び規則第３４条の規定に基づく賠償責任の処理の手続を行った事実はないことから、さいたま市が職員に対する損害賠償請求権の行使を怠っていることとなり、法第２４２条第１項に規定する違法又は不当な怠る事実が認められることとなる。

そこで、本件装置の亡失に職員の故意又は重大な過失が認められるか否かについて検討する。

まず、故意についてであるが、「第４　事実」のとおり、故意に本件装置を亡失したという事実は認められない。

次に、重大な過失についてであるが、ここでいう「重大な過失」とは、「新版　逐条地方自治法　第９次改訂版（松本英昭著　学陽書房刊）」において、平成２０年１１月２７日最高裁判所第一小法廷判決の解釈として、「はなはだしく注意義務を欠くことをいい、わずかな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらず、これを怠った状態を指す。」とされている。

また、最高裁は、「重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当する。」（昭和３２年７月９日最高裁判所第三小法廷判決）と判示している。

本件装置の亡失の原因については複数の要因が挙げられているが、要因について個別に見てみると、いずれも、たやすく本件装置の亡失という結果を予測することができた場合であるのに漫然とこれを見過ごしたような著しい注意欠如があったとまではいえず、本件装置の亡失に重大な過失は認められないものと解する。

従って、故意又は重大な過失があるとは認められないのであるから、法第２４３条の２の規定に基づく職員の賠償責任は認められず、さいたま市が職員に対する損害賠償請求権の行使を怠っている事実、即ち法第２４２条第１項に規定する違法又は不当な怠る事実は認められないものと判断する。

第６　結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

本件装置の亡失に係る請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

なお、この監査結果を踏まえ、監査委員としての意見を以下に述べる。

（意見）

本請求に係る本件装置の亡失において、職員に故意又は重大な過失があると認めるには至らないものの、請求人が主張しているとおり、本件装置の亡失により損害が生じたこと、また、本件装置に限らず長年にわたる物品管理の不備があったことは事実であり、災害時の対応に欠かせない備品が取得から１年余りで亡失したことは大変遺憾である。

物品は本市の貴重な財産である。地方財政法第８条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。物品の管理については、平成３０年９月１９日付け会計管理者通知「物品の適正管理について（通知）」にもあるとおり、規則第３１条第１項の規定に基づく毎年の現状調査により正確性を確保し、現金の管理と同様、適正に行わなければならない。

管理職をはじめとするすべての職員が改めて物品管理の重要性を再認識するとともに、法令等を遵守し、適正に物品管理を行っていくことを強く望むものである。

関連条文等（抜粋）

○地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第１７１条　会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

３　出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納(小切手の振出しを含む。)若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

４　普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

５　普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

(職員の賠償責任)

第２４３条の２　会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

⑴　支出負担行為

⑵　第２３２条の４第１項の命令又は同条第２項の確認

⑶　支出又は支払

⑷　第２３４条の２第１項の監督又は検査

２　前項の場合において、その損害が２人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

３　普通地方公共団体の長は、第１項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

１４　第１項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しない。

○地方財政法(昭和２３年法律第１０９号)

(財産の管理及び運用)

第８条　地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

○さいたま市物品会計規則（平成１５年さいたま市規則第９９号)

(物品出納員等)

第６条　物品出納員及び区物品出納員(以下「物品出納員等」という。)となる者は、次に掲げるとおりとする。

⑴　物品出納員　出納室出納課長、消防局総務部消防企画課長及び教育委員会管理部教育財務課長の職にある者

⑵　区物品出納員　区役所区民生活部総務課長の職にある者

２　会計管理者及び区会計管理者(以下「会計管理者等」という。)は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、会計管理者にあっては物品出納員に、区会計管理者にあっては区物品出納員に委任するものとする。

⑴　所管に係る物品の出納及び保管に関する事務

⑵　所管に係る物品の記録管理に関する事務

(物品取扱員等)

第７条　物品取扱員及び区物品取扱員(以下「物品取扱員等」という。)となる者は、課所長等の職にある者とする。

２　物品出納員等は、その権限に属する事務のうち所管に係る物品の出納及び保管に関する事務を、物品出納員にあっては物品取扱員に、区物品出納員にあっては区物品取扱員に委任するものとする。

(物品の保管)

第１５条　物品出納員等及び物品取扱員等は、その保管に係る物品を良好な状態で保管し、その状況を常に明らかにしておかなければならない。

(備品の受領及び記録管理)

第１６条　物品取扱員等は、備品を受領したときは備品台帳に登録し、その写しを所属の会計管理者等に送付しなければならない。

２　前項の備品には備品票を張り付け、これを管理するものとする。ただし、備品票を張り付けることができないものについては、この限りでない。

(備品の調査等)

第３１条　物品取扱員等は、毎年３月末日現在において、所管に係る備品についてその現状を調査し、備品現在高報告書を所属の物品出納員等に送付しなければならない。

(監督責任)

第３２条　物品出納員等及び物品取扱員等は、その所管に係る物品の出納及び保管の事務について、所属の職員を監督し、常に善良なる管理者の注意を怠ってはならない。

２　使用中の物品については、現に使用している職員が保管の責にあたる。

（事故報告）

第３３条　物品出納員等、物品取扱員等又は物品の使用者は、その保管している物品を亡失又は損傷したときは、直ちに物品事故報告書を作成し、所属の会計管理者等を経て、市長に報告しなければならない。

（賠償責任）

第３４条　市長は、前条の規定による報告により、故意又は重大な過失により市に損害を与えると認めたときは、賠償責任の処理の手続をとらなければならない。